

結婚等新生活ごうつ暮らし応援金【お祝い金】 よくある質問

【目次】

Q1 申請に関する事 P2

- Q1-1 申請は、どこでできますか。
- Q1-2 申請書類は、どこで入手できますか。
- Q1-3 申請から交付まで、どのような流れですか。
- Q1-4 申請は、いつからできますか。
- Q1-5 いつからの結婚またはパートナーシップ宣誓が対象となりますか。
- Q1-6 申請期限はありますか。
- Q1-7 再婚ですがお祝い金を受けることはできますか。
- Q1-8 夫婦及びパートナーシップを宣誓をした人について、両方または一方が日本国籍を有しない世帯はお祝い金の対象となりますか。
- Q1-9 郵送申請や電子申請はできますか。
- Q1-10 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか。

Q2 住所に関する事 P3

- Q2-1 江津市に住民票がないと対象になりませんか。
- Q2-2 市外で結婚またはパートナーシップ宣誓をして江津市に転入してきた場合、対象になりますか。
- Q2-3 婚姻日またはパートナーシップ宣誓日時時点で江津市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？
- Q2-4 以前、江津市に住民登録がありましたが、今は他の自治体に引っ越しています。対象になりますか。

Q3 その他の申請要件に関する事 P3

- Q3-1 まだ婚姻届を提出していない、もしくは島根県にパートナーシップを宣誓していませんが、お祝い金を申請することはできますか。
- Q3-2 生活保護を受給している場合、補助の対象となりますか。
- Q3-3 過去に他の市区町村で同様の祝い金や補助金を受けたことがあります、対象となりますか。
- Q3-4 「5年以上継続して江津市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか。

Q4 その他お祝い金に関する事 P3

- Q4-1 振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。
- Q4-2 結婚等新生活ごうつ暮らし応援金は所得税がかかりますか。

Q5 提出書類に関する事 P4

- Q5-1 自治体で取得する書類（婚姻届受理証明書、住民票など）はコピーを提出することもできますか。



【Q&A】

Q1 申請に関すること

Q1-1 申請は、どこでできますか。

- A. 地域振興課（市役所本庁舎2階）窓口申請書類を提出してください。地域振興課窓口以外での受付はできません。申請書類の内容を確認しますので、可能な限りご夫婦または夫婦のどちらかお一人が来庁していただくようお願いいたします。
（代理人による申請は原則不可です。パートナーシップ宣誓をした人も同様です。）

Q1-2 申請書類は、どこで入手できますか。

- A. 地域振興課（市役所本庁舎2階）窓口で配布しています。
そのほか、市のホームページから申請書類のダウンロードが可能です。

Q1-3 申請から交付まで、どのような流れですか。

- A. 地域振興課へ事前にご相談の上、申請書類を提出後に審査を行います。
お祝い金の交付が決まりましたら「結婚等ごうつ暮らし応援金交付決定通知書」を申請者あてに送付します。

Q1-4 申請は、いつからできますか。

- A. 令和8年4月1日から申請の受付を開始します。

Q1-5 いつからの結婚またはパートナーシップ宣誓が対象となりますか。

- A. 令和8年1月1日以降に結婚または島根県にパートナーシップの宣誓をした人が対象となります。

Q1-6 申請期限はありますか。

- A. 婚姻日または島根県にパートナーシップ宣誓をした日から1年以内に申請してください。

Q1-7 再婚ですがお祝い金を受けることはできますか。

- A. 初婚、再婚は関係ありません。
ただし、他自治体を含めて、夫婦のいずれかでも過去に同種の助成金を受けている場合は対象になりません。

Q1-8 夫婦及びパートナーシップを宣誓をした人について、両方または一方が日本国籍を有しない世帯はお祝い金の対象となりますか。

- A. 国籍要件はありませんので、対象となります。
ただし、在留資格や期間によっては対象とならない場合がありますので、詳しくは地域振興課までお問い合わせください。

Q1-9 郵送申請や電子申請はできますか。

- A. 郵送申請、電子申請には対応していません。
書類不備が多いため、必ずチェックシートにてご確認のうえ、地域振興課窓口で申請を行ってください。

Q1-10 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか。

- A. 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前に地域振興課へご相談ください。窓口、お電話でお受けしております。

Q2 住所に関すること

Q2-1 江津市に住民票がないと対象になりませんか。

- A. 対象になりません。申請日に、夫婦またはパートナーシップ宣誓をした人の双方が江津市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。

Q2-2 市外で結婚またはパートナーシップ宣誓をして江津市に転入してきた場合、対象になりますか。

- A. 対象になります。
ただし、対象となる婚姻またはパートナーシップ宣誓の日付は令和8年1月1日から令和9年3月31日までとなります。

Q2-3 婚姻日またはパートナーシップ宣誓日時点で江津市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？

- A. 市外で婚姻またはパートナーシップ宣誓された人でも、申請時に夫婦双方またはパートナーシップ宣誓をした人が江津市内住宅の住所であれば対象となります。
尚、対象となる婚姻またはパートナーシップ宣誓の日付はQ2-2の通りです。

Q2-4 以前、江津市に住民登録がありましたが、今は他の自治体に引っ越しています。対象になりますか。

- A. 対象になりません。申請時点において江津市に住民登録されている方のみが対象となりますので、申請をお受けすることができません。

Q3 その他の申請要件に関すること

Q3-1 まだ婚姻届を提出していない、もしくは島根県にパートナーシップを宣誓していませんが、お祝い金を申請することはできますか。

- A. 婚姻届受理後、もしくは島根県にパートナーシップを宣誓した後でないとは申請できません。

Q3-2 生活保護を受給している場合、補助の対象となりますか。

- A. 対象になります。

Q3-3 過去に他の市区町村で同様のお祝い金や補助金を受けたことがありますか、対象となりますか。

- A. 夫婦またはパートナーシップ宣誓をした人の一方もしくは双方が過去に同様のお祝い金や補助金を受けたことがある場合は対象になりません。

Q3-4 「5年以上継続して江津市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか。

- A. 申請時点で転勤の予定が未定の場合は申請可能です。
ただし、あらかじめ終期が決まっている転勤等で現在江津市に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、5年以内に転出することがほぼ確実である場合は申請をご遠慮ください。

Q4 その他お祝い金に関すること

Q4-1 振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。

- A. 申請者名義の口座に限ります。

Q4-2 結婚等新生活ごうつ暮らし応援金は所得税がかかりますか。

- A. 一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。

Q5 提出書類に関すること

Q5-1 自治体で取得する書類（婚姻届受理証明書、住民票など）はコピーを提出することもできますか。

A. 自治体で取得する書類は必ず原本を提出してください。

その他、ご不明な点がございましたら、
下記までお気軽にお問合せください。

江津市地域振興課定住推進係 TEL0855-52-7926

（祝祭日・年末年始除く月～金 8：30～17：15）